

東北地区国立病院薬剤師会ホームページ運用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、インターネット上の東北地区国立病院薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）のWEBサイト（以下「ホームページ」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定める。

(運用管理者)

第2条 広報委員長をホームページの運用管理者とし、運用管理者は次の事務を分掌する。

- (1) ホームページ全体の構成及びトップページの情報进行管理すること。
- (2) 情報の掲載期間、情報の内容及びデザイン等について調整を行うとともに定期的な確認を行うこと。
- (3) ホームページの運用に必要なID及びパスワードを適切に管理すること。
- (4) メンテナンスその他運用全般に関すること。

(情報管理者)

第3条 広報委員長を情報管理者とし、次の事務を分掌する。

- (1) ホームページ掲載用の文書及びデータ等を作成すること。
- (2) 各部及び委員会が作成した情報については適宜更新を行うなど適切に管理すること。

(ホームページへの掲載)

第4条 ホームページへの掲載作業は広報委員会委員がホームページ委託業者に依頼し行う。

(基本コンセプト)

第5条 ホームページは、会員との連携および会員の情報共有による更なる活性化を推進し、次の基本コンセプトに基づき作成するものとする。

- (1) 薬剤師会の会員およびOB会への情報提供の手段としてのホームページであること。
- (2) わかりやすく、会員およびOB会がアクセス可能なホームページであること。

(掲載する情報)

第6条 情報管理者は、次の情報をホームページに掲載するよう努めるものとする。

- (1) 薬剤師会の事業に関する情報等
- (2) 薬剤師会の会員およびOB会の閲覧に供するために作成された各種の書類、パンフレット、薬剤師会誌等の情報
- (3) 薬剤師会の会員およびOB会に周知させることを目的として作成した情報
- (4) その他情報管理者が公益上必要と認める情報

(掲載等の承認)

第7条 ホームページに文書等を掲載しようとするときは、次のとおり承認を得てこれを行うこととする。

- (1) 新規情報の掲載については、原則、理事会の承認をもってこれを行う。ただし、迅速性を要する情報の場合は、会長、副会長及び監事の承認をもってこれを行い、直近の理事会にて報告する。
- (2) ホームページへの主な掲載内容については、以下の通りとし、掲載中のデータの更新等については、会長、副会長及び監事の承認をもってこれを行う。

○総務委員会

- ・会則
- ・組織図
- ・会員一覧
- ・総会資料

○学術委員会

- ・学術委員会活動に関すること
- ・薬学研究会に関すること
- ・国立病院総合医学会に関すること

○教育研修委員会

- ・研修会に関すること

○広報委員会

- ・新入会員紹介
- ・東北地区国立病院薬剤師会会誌

○リスクマネジメント委員会

- ・研修会に関すること

(掲載内容の制限)

第8条 ホームページに掲載する情報は、公共性、中立性及び品位を損なう恐れのないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令及び条例等に違反する（違反する恐れがある）もの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 個人、団体等を誹謗中傷する内容のもの
- (4) 著作権、知的所有権、肖像権等を侵害するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、選挙運動等に関する内容のもの
- (6) 国立病院薬剤師会の信用を損なうもの
- (7) 営利を目的とするもの

(個人情報制限)

第9条 個人情報に関わる内容の掲載については、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、当該個人が本人の個人情報に関わる内容の掲載について了承した場合、及び公人等で氏名及び所属等が広く知られている場合はこの限りでない。

- (1) 個人名等の掲載は、必要最小限に留めること。
- (2) 個人を識別できる写真及び映像は、本人が不利益を被ることがないことが明らかな場合を除き掲載しないこと。
- (3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として掲載しないこと。

(他ホームページへのリンク)

第10条 ホームページから他ホームページへのリンク先は、次に該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 協議会の関係機関及び団体
- (3) 試験研究機関及び公益法人
- (4) その他ホームページ利用者の便宜上有益なものと会長が認めたもの

2 広報委員会は、リンクしている他のホームページの内容に関して一切の責任を負わない。

3 会長は、リンクしている他のホームページの内容が8条の規定に該当しないことを知り得た場合には、速やかにリンクを削除する。

(電子メール利用の原則)

第11条 ホームページを閲覧する者が電子メール(以下「メール」という。)を用いて薬剤師会にデータの提出、意見、照会等を行う場合は、その者の氏名、所属、連絡先等を明記して行わなければならない。

(メールの取扱い)

第12条 受信メールは担当する情報管理者が処理を行う。なお、必要に応じ他の情報管理者に回覧を行う。

2 メールは、原則として非公開とする。

(セキュリティ及びシステム管理)

第13条 薬剤師会は、ホームページの安全な管理運営に努めるとともに、個人情報の流失防止のため、物理的及び電子的に適切な手段を講ずるものとする。

2 会員は会員専用ページのID及びパスワードを第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の収集管理)

第 14 条 ホームページを通じて個人情報を収集する場合は、収集する目的を明らかにして必要最小限の範囲で収集するものとする。

2 ホームページを通じて収集した個人情報は、あらかじめ明示した収集目的を超えて利用し、又は外部への提供をしてはならず、保有の必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

(委任)

第 15 条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(規程の制定及び改廃)

第 16 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 30 年 5 月 12 日から施行する。